

○文部科学省告示第百六十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月三日

文部科学大臣 田中 眞紀子

<p>行穰帖</p>	<p>指定をした海 外の美術品等 (以下「指定 美術品等」と いう。)の名称</p>
<p>プリンストン大学付属美術館 (館長 ジェームス クリス チャン スチュワード)</p>	<p>指定美術品等の所有者の氏名 又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名</p>
<p>平成二十四年 十二月三日</p>	<p>指定をした日</p>
<p>平成二十五年 四月三日まで</p>	<p>指定の有効期 間</p>
<p>独立行政法人国立文化財機構 理事長 佐々木 丞平 東京都台東区上野公園十三番九号</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする 者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏 名</p>
<p>東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三番九号 平成二十五年一月二十二日から同 年三月三日まで</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施 設の名称及び所在地並びに指定美 術品等を公開する予定の期間</p>